

一月

廿六日 憲法會議第二讀會開かる。

三月

十四日 日對獨斷交。

五月

十四日 憲法會議第二讀會は國權、主權、國土、國會、大總統（既に宣布されたものを除く）國務院、法院、法律、會計、憲法の修正解釋及効力の各章の全部の條文を可決せしも對獨宣戰案衆議院に提出（七日）せられたる爲憲法會議亦閉會するに至る。

十九日 國民黨系の民友社（最激しき反對黨）孫文、唐紹儀、唐有爲等は『協商國側加入によつて支那は果して平和會議に發言權を得べきや否や』疑問なりとして參議に反対す。國會の形勢は參戰案否決に傾く。總理段祺瑞は參戰派にして大總統黎元洪は非參戰派なり。段を擁護する北洋督軍團廿三名は大總統及び國務院に對し憲法修改、國會解散を請ふの呈文を發す。

二十一日 督軍團は國會解散の事、黎の容るゝ所ならざるを以て徐州に去る。

二十三日 黎は段總理を免す。

二十九日 督軍團は段總理免職に憤慨し安徽省本日獨立宣言せるを初めとして續次獨立を宣す。

六月

二日 督軍團は天津總參謀處を組織し雷震春を總參謀とし徐世昌を大元帥に推す。

黎は安徽督軍長江巡閱使張勳に調停を依頼す。

十一日

雲南督軍唐繼堯は靖國軍起兵を四川に進め、左の宣言をなす。

一、約法を無視せる國會解散を承認せず。

二、黎の辭職には國會の承認なく且辭職の理由既に消滅せる以上當然復職すべく馮國璋の代理を要せず。

三、倪嗣仲以下義に獨立を宣言せし督軍を處罰すべし。

四、段內閣は約法によりて成立せしものに非るを以て無効とす。

十三日 黎總統は張勳の調停條件中國會解散の項あるにより遂に警備副司令を代理總理とし其の副署を以て國會解散令を發す。第二國會消滅す。憲法會議閉會す（爾後吳景謙、褚輔成等を始め國民黨議員廣東に南下憲法制定を諮詢す）。

雲南督軍唐繼堯は國會解散反対、約法擁護の兵を起す。

四川、貴州兩省獨立宣言。

十四日 張勳入京。

十九日 廣東、廣西獨立宣言。

七月

一日 張勳宣統帝を擁立して復辟を宣布す。

二日 黎總統總統府を脱出して日本公使館に逃る。

七日 黎の命に依り馮國璋南京にて代理大總統に就任す。

八日 孫文、胡漢民一派は上海を出發して南京に向ふ。

十二日 討逆軍（段祺瑞、李長泰、馮玉祥）北京にて張軍を破る。

十四日 段入京す。國務總理代理に就任。黎は政界引退の宣言を發す。

二十一日 前海軍總長程璧光は民黨援助の爲第一艦隊を率ゐて上海を出發廣東に向ふ。

三十一日 馮總統南京より北京に赴く。

八月

一日 馮總統就任を電告す。

十四日 大總統令を以て對獨宣戰を布告す。

十五日 廣東に集合せる議員非常國會を開會するを決議す。全國に通電を發す。

二十五日 第一次非常國會開催。非常國會大綱二十四條を審議決定。廣東に軍政府設立を議決。

九月

二十九日 第二次非常國會。非常國會組織法可決。

第三條に曰く『國會非常會議は内亂戡定し、臨時約法の効力完全に恢復する時に至つて解散す』

三十日 第三次非常國會。中華民國軍政府組織法を討議可決す。

第一條に曰く『中華民國は叛亂を戡定し臨時約法を恢復する爲特に中華民國軍政府を組織す』

九月

一日 廣東に於て國會非常會議開會出席議員九十一名。孫文大元帥に當選。

十日 孫文軍政府大元帥に就任。非常國會は軍政府各部總長を選出す。

廿九日 北京に於て新國會召集令公布。

約法第五十三條に依るに本國會召集の規定あり。此次國體再奠あらゆる約法上の機關は嗣に應に完全設立すべし。內務部に著し民國元年の籌備國會事務局辦理事宜に按照し迅速に籌辦せしめ豫め選舉に備ふ此に令す。

北京に於て參議院召集令公布。

國會組織法及び兩院議員選舉法は民國元年參議院の議決を經袁前大總統より公布せしものに係る。歷年以來累りに政變を経たる多く立法未だ善からざるの致す所に因る。現在應に兩に修致すべし。各行省蒙藏青海各長官に著し仍ほ法に依りて參議院を選し、一ヶ月内に京に到り參議院を組織しあらゆる應に修改を行ふべきの組織選舉各法をもつて開會議決せしむ。此外の職權は正式國會成立後法を按じて執行すべし。以て立法機關を尊重

するの至意を示す。此に令す。

北京政府孫文派通緝令を發す。

十一月

十一日 參議院開會式を舉ぐ。出席議員一〇四名。

十二月

十九日 大總統馮國璋は停議令を出し南方派寧威上將軍陸榮廷、雲南督軍唐繼堯、廣西督軍譚浩明に對する北方

派直隸督軍曹錕、奉天督軍張作霖、山東督軍張懷芝、安徽督軍倪嗣沖間の岳州を中心とする開戰を止めんこす。

民國七年

一月

十四日 南方派唐繼堯、劉顯世、譚浩明、熊克武、陳炯明等は北方に對し舊國會恢復の主張を通電す。

二十日 陸榮廷、程璧光、李烈鈞等は廣東に護法各省聯合會議を成立せしむ。

三十一日 南北既に開戰して南方派優勢なり岳州も南方派の奪ふ所となる。此日馮總統は南方討伐令を發す。

二月

十七日 修正國會組織法及び選舉法を北京臨時參議院にて公布す。

四月

十四日 廣東國會非常會議に軍政府改組案の提出を見る。純孫文派は之に反対す。

五月

十四日 廣東國會非常會議は軍政府改組案を可決す。之軍政府の不信任を表示するものとして大元帥の辭表を會議に提出す。

十八日 廣東軍政府組織大綱三讀會を通過して宣布せらる。

中華民國聯合軍政府組織大綱

第一條 中華民國軍政府聯合軍政府は護法各省各軍の聯合を以て基礎と爲し國會、大總統の職權行使し能はざるの期間に於て本大綱の規定に依り中華民國の行政權を行使す。

第二條 聯合軍政府の職權左の如し

一、和戰に關する事宜

二、共同外交を辦理し契約を訂立す

三、共同財政を監督し内外公債の募集を辦理す

四、省と省との爭議を裁決。

五、護法省區軍隊の加入承認に關する事宜

六、軍備統籌及作戰計畫事宜

中華民國憲法（民國七年）

凡そ人民に負擔あるの契約内外公債の募集及和平條件の提出に關しては須らく國會非常會議の同意或は追認を經べし。

第三條 聯合軍政府は國會非常會議より選出する所の政務總裁七人を以て政務會議を組織し其職權を行使す。

護法各省及政務會議の承認を経たる護法各軍は各代表一人を派出し第三條第一第二第四第六款所載に關し政務會議に參與することを得。

第四條 聯合軍政府に左列各部を設立し政務會議に直隸せしむ。

外交部、內務部、財政部、參謀部、陸軍部、海軍部、交通部、司法部

第五條 事宜の政務總裁より兼管する者を除くの外各部長一人を設くることを得。

第六條 部長は政務會議より推定し或は政務總裁より之を持任す。政務總裁事故あるの時は部長一人に委託代理せしむ。

第七條 凡そ政務に關するの文書は政務總裁より之を連署公布す。

第八條 政務會議に秘書廳參軍處總務處を設けその組織は條例を以て之を定む。

第九條 護法各省自主政府の職權は一に其舊に仍る但し現に北京政府に隸する機關にして各省の直接管轄する能ざる者は聯合軍政府之を收回することを得。

第十條 本大綱は宣佈の日より施行す。

第十一條 本大綱は國會、大總統の其職權を行使し能ふ時に至り廢止す。

第十二條 本大綱此條止を経たる後現軍政府所辦の一切宜しく仍ほ繼續辦理すべし。

二十日 廣東國會非常會議は政務總裁七人を選出す。唐紹儀、唐繼堯、伍廷芳、孫文、林葆澤、陸榮廷、岑春煊
(孫文は即日辭表提出)

二十一日 各省商會は全國商會聯合會を組織し天津にて大會を開き政府に對し南北妥協を懇請す。

二十二日 孫文は軍政府改組を以て自己に對する不信任なりこし日本に向けて廣東を去る。

六月

十二日 南方派は廣東に國會議員の糾合に努め廣東省議會にて國會開院式を行ふ。出席者參議院六十一名、衆議院百二十八名。

七月

六日 岑春煊、唐繼堯、陸榮廷、伍廷芳、林葆澤の五政務總裁の連名にて宣言を發し西南政府の成立を宣した。

十二日 北京政府より新國會召集令發布さる。

八月

十一日 臨時參議院閉會。

十二日 新國會法による國會北京にて開會す。

中華民國憲法（民國七年）

中華民國憲法（民國七年）

一九八

（議員は二月十七日公布の修正國會組織法によつて四、五、六三箇月に亘つて新に選舉せられる所の者なり。廣東、廣西、雲南、貴州、四川の西南五省は違法なりとして選舉を行はず、湖北、湖南、陝西三省は戰亂其他により選舉を行ひ得ず、即ち議員は十三省選出の者並に蒙藏議員にして段派たる安福俱樂部員大多數を占む出席議員參議院一〇六名、衆議院二五八名。）

九月

四日 大總統選舉會開かる（十月十日馮代理總統の任期完了するが爲なり）徐世昌當選す。

十月

二十日 北京政府は北軍に對し停戰軍令を下す。

二十三日 北方主和派の徐世昌大總統となりてより和平論盛にして平和期成會組織さる。

二十四日 徐總統平和尊重の命令を頒布す。

三十日 聯合國は支那南北妥協促成の爲參戰不履行に關する覺書を交付して支那の反省を促す。

十一月

十五日 北方督軍會議總統府に開かる。曹錕（直隸）張作霖（奉天）孟恩遠（吉林）倪嗣沖（安徽）王占元（湖北）陳光遠（江西）督軍、國務員、督軍代表三十三名列席協議の結果政府の平和解決方針を是認す。

十六日 大總統令を以て前戰各軍隊に休戰と撤退を命令す。

十二月

十八日 駐支英公使ジヨルダン内爭中止勸告をなす。

二十一日 在廣東米國領事は廣東軍政府に對し停戰令發布要求をなす。

二十二日 廣東軍政府停戰命令を發布す。

三十日 廣東軍政府七政務總裁の名を以て上海に和平會議開催の主張を徐總統に打電す。

十一月

二日 日英米佛伊五國公使は北京政府に、同上五國領事は廣東軍政府に、熄爭覺書を交附した。

民國八年

一月

南北和議代表を決定す。北方總代表朱啓鈴、南方總代表唐紹儀。

二月

二十日 上海舊獨逸人俱樂部にて上海和平會議開會せらる。陝西に於て北軍陳樹藩靖口軍司令干右仁を攻擊中との報ありし爲、北方代表は面目上北京政府に總辭職を電請し會議は開會後一週間にて停頓す。

四月

七月 南北和議上海にて再開。

五月

中華民國憲法（民國八年）

一九九

四日 北京に巴里會議山東問題決議反對の學生團の示威運動起る。駐日公使章宗祥負傷す。

十三日 南北會議に國會問題上程され、北方代表は北京國會を以て正當なりとし南北代表は廣東國會を以て正當なりとする爲議經らず。

十五日 南北代表總代解職するに至る。上海會議第二回の停止をなす。

六月

三日 北京大學生團、山東問題に就て大道演説を試む。

五日 日、英、米、佛、伊公使團は徐總統に對し第二炮爭勸告覺書を交附し在廣東五國領事も廣東軍政府に同様の覺書を交附す。

十一月

十八日 廣東國會は舊國會議員（黎元洪によりて六年六月十三日解散せられたるもの）より成り、その糾合を努め居たが六月末には總數の過半數を集め得たるを以て理由無く廣東に來らざる議員約百三十名を解職し新に部分的に補選を行はしめ、總數三分の二の多數を集め得たりとして本日を以て憲法會議を開會す。但、審議員の任期満了と補選の手續との點に於て、例へ『國會は自ら集會閉會を行ふことを得』この約法の明文に依るところも法理的に正式なりと認め難き點あり。

當日出席者參議院百八十八名（全員二七四名、法定の三分の二は一八三名）衆議院四〇四名（全員五九五名、

法定數三九七名）

本會議は民國六年第二國會に於ける憲法會議の延長なりとして開會された。

民國九年

一月

廿四日 廣東憲法會議は褚寓、照霞樓、政學會等の政黨の紛争により遂に中止するに至る。

六月

四日 軍政府の内訌（南北妥協派たる政學會との反対黨との間に於ける）より四政務總裁（孫文、唐紹儀、伍廷芳、唐繼堯代表李烈鈞）は上海に集まり別に軍政府を雲南に組織するの宣言を發し、廣東を離れ上海に來れる國民黨議員は國會を雲南に移轉する旨の宣言を發した。

七月

十五日 安直戰爭起る

八月

三十日 新國會開會す。

十一月

孫文廣東に歸る。

民國十年

四月

七日 廣東國會非常會議に於て孫文の主張により中華民國組織大綱八ヶ條を議す。

中華民國政府組織大綱

第一條 中華民國大總統は本大綱の規定に依て其職權を行使す。

第二條 大總統は國會非常會議より選舉し投票總數の過半數を得たる者を當選す。

第三條 大總統は政務を總裁し法令を公布し陸海軍を統率す。

第四條 既に締結して國家の負擔せる契約は國會非常會議の同意を得るを要す。

第五條 大總統は外國に對して中華民國を代表す。

第六條 各部を設けて政務を司り各部長は大總統より任命す。

第七條 本大綱は公布の日より施行す。

第八條 本大綱施行の日より軍政府組織大綱を廢止す。

孫文大總統に選舉せらる。

五月

五日 廣東に於て孫文大總統就任式。

六月

二十一日 廣東政府は廣西征伐の軍を起し南方に對して態度曖昧なる陸榮廷を討伐せんこし此日、梧州を總攻擊す。陳炯明を總司令となす。

二十六日 梧州落つ。

九月

二日 吳佩孚は張紹曾をして國是會議を江西省廬山に開く事を各省に提唱せしむ。

三十日 廣西は廣東軍の掌中に歸す。

十一月

十五日 孫文は桂林にて軍事會議を開き北伐計畫を討議す。

民國十一年

一月

十六日 桂林會議は孫文を陸海軍大元帥に推薦せり。

四月

十九日 東三省巡閱使張作霖出兵理由を聲明し南北統一の敵を討つ通電す（第一奉直戰）。

五月

中華民國憲法（民國十一年）

四日 孫文、陸海軍大元帥の名を以て北伐を宣言す。江西攻撃より開始す。

十九日 奉天省議會の名を以て同省の聯省自治を宣布し自治保衛團を組織し張作霖を東三省保安總司令兼奉天省長に選舉す。

直隸派との戰に敗れたる奉軍は關内より悉く引上げたるを以て、吳佩孚は長江上游總司令孫傳芳以下直隸派各軍人の連名を以て時局解決に關する通電を徐總統以下各方面に向けて發せしめ、南北統一の破裂は既に法律問題に其端を發す。即ち統一の歸來も當に法律を恢復するを以て捷經す。法統恢復を指いて又別に途なし應に黃坡、黎元洪に恢復を請ひ六年舊國會を召集し速に憲典を制し副總統を選舉すべしとの意見を開陳せしむ（此の運動の裏面の畫策者は多年失意の境遇に沈淪せる舊國會議員なり）

廿一日 在北京舊國會議員の一團は北京に會合協議の結果第一期國會繼續開會籌備處を天津に設け各省籌備委員を擧ぐ。

廿四日 舊國會恢復籌備處は天津の直隸省議會に於て第一回會合を開く各省に宛、次の通電を發す。

民國議會は六年六月十二日非法解散に遭ひ法系の凌夷茲に六載に近く且つ亂は益々滋し、現に同人等決議の法により自ら集會を行ひ且つ政治上の障礙に因り先づ天津順直省議會内に第一次國會繼續開會籌備處を設立し既に本日成立せり、準備緒に就くを俟て即ち定期開會すべし特に奉聞す。

廿六日 張作霖、孫烈臣、吳俊陞の連名を以て孫文、唐紹儀、伍廷芳、福建、湖南、安徽、山西の各省督軍其他

に對し大要次の如き通電を發す。

『共和成立以來內亂頻々として國は殆んざ國ならず、其禍源は軍閥が世界の潮流に暗く法令を棄て民權を蔑にするに因る、之が根本的改造を爲すに非れば統一和平は期し難し。吾等は協力扶持して民治を促成せんこす。吳佩孚は噪心病狂跋扈甚だしく人權を蹂躪し叛亂の行爲あり。されば過般奉天入關し吳佩孚に徹底の覺悟を通告し共に進行を策せり。然るに吳佩孚は兇暴を逞ふして吾に向つて開戦し更に長驅して天津に出で政治に干渉せり、吾等は救國の爲止むを得ず東三省自治を宣布し並に西南及長江同志の各將士一致行動を執り法律を擁護し統一を促進せんこす、俯して願ふ今や天下は亂を厭へり。速に合法的政府の實現を見れば我等は直に甲冑を棄て、民に還り再び政治に與らず。』

六月

一日 舊國會議員（參議院議員六十六名、衆議院議員一三七名合計二〇三名）は天津市議會に集會し次の宣言書を發する事を決議し議長王家襄は右宣言書を携へ英租界なる前大總統黎元洪に手交し其復位を要求せり。

宣言書

民國憲法未成以前に於ては國家の根本組織は唯臨時約法に依らざるべからず、同約法に依れば大總統は國會解散の權利なし、民國六年六月十二日の國會解散の命令は當然無効なり、又臨時約法二十八條に依れば參議院は國會成立日のを以て解散し其職權は國會之を行ふあるを以て國會成立以後再び參議院の發生すべからざるは疑義なし、

即ち兩院既に非法の解散を受けたる後參議院を組織し之によつて民國七年の非法國會成立し以て同年の非法選舉會に及びたるが偽大總統徐世昌は既に非法大總統選舉會より選舉せられし所にして實に非法行為に屬し當然無効を宣告すべし、本日以後國會より完全に職權を行使し再び合法の大總統より法律に依り政府を組織せば護法の事亦完成すべく、西南各省の護法により成立せる一切の特別組織も亦應に此に終結すべし徐の位を儉む事數年統一を阻害し官位を貪り私を營み共和に不忠なる種々の罪害は全國の痛心する所にして一々列舉の要なし、民國六年分立してより紛擾^{ヨコハマ}まず撥亂反正の業唯此一途に在り、我國人皆此心を同じふせん事を茲に宣言す。

二　日　徐總統退位す、次の退位令を發す。

『大總統選舉法第五條の規定によれば大總統にして其理由の何たるを問はず其職を行ふ能はざる時は副總統代つて其職を行ふべく又若し副總統缺位の時は國務院代つて總統の職を管掌すべしとあり、今徐世昌頽齡^{ヨシ}病軀^{ヨウ}この爲其任を退くに當り國務院々法に従ひ徐に代つて其任に當るべし』

同日國務院は黎元洪を迎へて就任を請ふことを議決す。

三　日　廣東非常國會は次の宣言を發して舊國會の恢復及黎の復職に反對す。

『今日京津に留れる舊國會議員は概ね研究系及び政學會系の議員にして當時國會の決議により除名せられたる無資格者なり、又黎元洪は國會解散の命令を下せる罪魁にして其任期は馮國璋之を代理し既に滿期^{ヨシ}ミなれり、從つて復任するを得ず、加之正當の國會及び大總統は共に廣東にあり北方が如何なる行動を執ることも之を非認

すべし』。

四　日　奉天省議會は吉黑二省の代表をも合して張作霖を奉、吉、黑聯省自治軍總司令に推舉し張も之を容れて正式に就任し同時に聯省自治の成立を宣布し一切を東三省保安總司令の名義にて行ふことをなつた。

九　日　黎元洪就任の決意を國會に通告。

十一日　黎入京し大總統就任式を舉ぐ。

就任宣布の通電

近時各方面より復任の慾懃を受け並に國家危急の狀況を述べらる、元洪斥くるに由なく即ち法律問題は國會により解釋すること、し元洪は六月十一日午前八時謹しんで北京に入り暫く大總統の職權を行ひ國會の開會を持つて總てを解決すること、特に奏聞す。

十三日　黎元洪『民國六年六月十二日の國會解散令を取消す』旨發布、在京中の舊國會議員二百三十餘名は十四日午後談話會を開き八月一日を以て正式開會式を擧ぐるに決す。

十六日　廣東にて陳炯明謀叛の軍を起す、孫文難を黃浦に避く。

七　月

二　日　孫文派議員は陳炯明派より廣東を追はれ上海に來り此日國會問題討論會を開き二十四日に至つては法統維持會の成立大會を開き次の宣言書を發す。

中華民國憲法（民國十一年）

『中華民國の法統は民國元年の約法より產出すべきものにして約法制定の大權は第一次正式國會に屬す。國會職權の行使と議員の資格得夫は皆法律に根據し命令によりて支配せらるゝものに非ず。黎元洪が第一次國會を非法解散してより後廣東に非常國會を紹集し引續き國內統治の重任を果して今日に及べり。今黎元洪は王家裏、吳景濂等の私藏を受けて總統の位を潛稱し其職權行使し既に解職せる議員を召集して國會を開かんとするは大なる過にして吾人同志は之が眞偽邪正を明にせざるべからず。

八月

一日 舊國會五年目にて再び續開せらる、參議院出席議員百三十九名、法定數を起過する僅に二名、衆議院出席議員三百二十五名、法定數を超過すること二十六名。

九日 廣東にて陳炯明軍孫文を逐ふ、孫文英艦に避難す。

十日 憲法會議は民國六年より繼續の形にて開會さる。

十四日 孫文上海着

十五日 孫文は上海にて護法總統宣言と題する宣言書を發表す。

『六年以來國內の戰爭は護法と非法との争にして余は艱難創造せる民國が非法者の手に陥るに忍びず同志を率ゐて奮闘を熄めず、中間變政屢々起りたる爲護法の事業は因つて以て數年間頓挫成就する能はざりき。故に非常會議を開き政府を樹立し其任を余を嘱せしを以て余は護法を以て貫徹せんが爲敢て辭せず。就職以來將士を激励し軍を出して北に向はしめ非法者と戰ひて勝利を獲たるも一方北軍の將士も此時護法尊重の表示ありしが故に余は之を以て統一に就くものと思惟し即ち六月六日の宣言を發し北軍の將士と提携して統一の進行を圖らんとしたるに詎んぞ料らむ六月十六日復法の首都は突然兵譁の變に遭ひ政府は砲火を浴び國會は遂に混雜し而出征の軍は遠く江西に在り、余は僅に軍艦を率ゐて倉卒變兵變に應ぜしも陸地は悉く變兵の據る所となりて四面の攻撃を受けたり。余は國會の附託の重きと護法の責任を一身に擧るあるを以て此暴力に屈せず冒險艱難孤軍奮闘二ヶ月の久しきに亘りしも事遂に意の如くならず。依て靖亂の任は之を各省の援軍に任じ余は則ち自ら上海に來りて國人と共に統一の進行を圖るの止むなきに至れり。（中略）

護法問題は合法國會が自由集會し職權を行使し得る時を以て目的を達せるものとすべく又六月六日の宣言中に述べし兵工計畫は適當なる計畫なりと信ず。其他國民の經濟問題は實業を發達せしめ民生を敦くして休養すると共に競争世界裡に生息せしむるに在り、政治問題は自治を尊重して民力を伸展せしむるも自治は全國の人民が共有、共治、共領の謂ひなるが故に軍閥が自治の名に托して陰かに割據を行ふものに非ず。余は國民自治の目的を達するに國民の憤起と共に努力せん。

民國十二年

六月

六日 黎總統は直隸派の壓迫に對し通電を以て制憲廢督の急務たる所以を述べ更に余の辭職は毫も惜しむ所に

中華民國憲法（民國十二年）

三〇九

非るも制憲の事之が爲に廢れん、苟しくも憲法制定せられざらんか國家何によつて立たんと宣言し飽く迄も法によつて去就すべく總統問題に關しては國會の解決に任じ暴力によつては決して退位せざるの決心を示す。

十三日 北京一帯に約三萬の兵を有する馮玉祥は直隸派に加祖して黎總統に退京を要求するに至り黎總統遂に離京す。

十四日 黎總統參衆兩院に向て左の如く電報す。

本大總統今回離京し國會に向て辭職す、凡有大總統の職務は法に由り國會に於て攝行す。
又、國務院は左の如き通電を發した。

黎總統より十四日附電報を以て事故により北京を去り既に國會に向て辭職し大總統の職務は法律に依り國務院に於て代行すべき旨通告し來れり、依て國務院は大總統選舉法第五條第一項の規定に従ひ大總統の職權を代行す。

十月

四日 憲法會議成立す。

地方制度に就て省憲の文字を省自治法に改む。

五日 午後二時大總統選舉會開會、出席議員五百九十名にして法定數を超過すること八名、二時より投票を開始して四時半開票結果左の如し。

曹 錢 四八〇 孫 文 三四 唐繼堯 二〇 略春煊 九

段祺瑞 七 吳佩孚 五 陸榮廷 三 王家襄 二
唐紹儀 二 陳炯明 二

曹錦は法定數四百四十三（出席數の四分の三）を超過すること三十七票の得票を以て當選す。

同日 總統選舉會は其旨を國務院、全國軍民長官及曹錦に宛夫々通報を發し當選證書は八日總統選舉會議長吳景濂之を保定に持參した。

六日 憲法會議二讀會は國憲章及民國六年二讀會に於て問題たりし懸案を通過せしめ主席より籍仲寅、藍公武、胡祖舜等三十名の字句修正委員を指名し該委員等は即日字句の整理に着手した。

八日 最終の憲政會議開かる、藍公武より整理憲法修文委員會の經過を報告し、逐條表決の結果全部通過し十
三章百四十一條を制定し終る、憲法會議は直に同日附を以て國務院、各部院、各省軍民長官、各省々議會、教育會農會の各法團に宛て左の通電を發した。

中華民國憲法は業に本會議の制定を經茲に本年十月十日本會議より法に依り宣布す慶祝準備は政府より法により辦理す特に聞す。

十日 新總統曹錦就任式を行ひ、衆議院に於て憲法成立式を擧ぐ。

廿六日 臨時議會を召集し參衆兩院の議事を繼續討論す。

民國十三年

中華民國憲法（民國十二年）

一月

一日 大總統令を以て衆議院改選期日令を發布す。

九月

二日 江蘇浙江開戦す。

八日 曹錕大總統は次の廬永祥討伐令を發布す。

江蘇督軍齊燮元の電報に依れば叛將廬永祥は松滬護軍使と徒黨を組み中央政府に叛き賊徒を糾合して突如江蘇を攻撃せり、其大局を破壊し人民を苦しむる罪大なりにて本大總統に討伐令の發布を請へり、同時に吳佩孚、王承斌、蕭耀南、王懷慶、馮玉祥等も均しく彼等の叛逆を懲り討伐を要求せり、本大總統は平和の爲に彼等の悔悟を希望せるが毫も改むる所なく公然攻撃を開始し最早寛容を許さざるを以て茲に廬永祥及何豐林の官職を褫奪して軍を率ゐて討伐せしむ。

十五日 張作霖、曹總統に最後通牒を送る。

十七日 大總統令を以て張作霖討伐令を發布す。

本大總統は就職以來平和を趣旨とす、曩に廬永祥等治安を破壊せるに依り討伐令を發せるも是は速に兵火を收め人民を安んぜんが爲なり、東三省は元より國家領土の一部にして前年張作霖の亂ありたるも平定以來本大總統は密に彼の悔悟を希ひ居りしにも拘らず未だ其野心を放棄せず南方の多事を奇貨こし中原の地を窺ひ大局をのに對しては之を許し以て速に亂を平げ國家を安定すべし。

十月

二十三日 馮玉祥クーデターを行ひ吳佩孚討伐を聲明す、曹總統を監禁す。

三十日 黄郛過渡的内閣組織さる。

十一月

二日 曹總統退位通電を發す。

通電（二日附）

本大總統謬つて國民附託の重任を受け就職以來夙夜兢々樹立を願ひ以て國人の輿望に馴はんことを期せり、如何せん時局多端、德薄く能乏しく近く又病を得て元氣衰へ遂に此重任に堪へ難し、茲に賢達の氣に途を開き以て國人に謝し參衆兩院に辭職を通電し大總統の印授を國務院に交附し即ち法に照して其職務を攝行せしむ右通告す。

國務院令（二日附）

本日曹大總統辭職を宣告し國務院をして法に依り大總統を攝行せしむ凡そ各官署の公務は日常通り攝行すべし
京師地方は治安重要なに鑑み警衛司令をして歩軍統領、京兆尹、警察總監と會同慎重辦理せしむ。

中華民國憲法（民國十三年）

二二三

三日 吳佩孚塘站より漢口に退く、第二奉直戰終る。

廿四日 段祺瑞は臨時執政に就任し臨時執政府制を發して臨時政府を成立せしめ、臨時執政令を以て閣員を任命す。黃郛以下前内閣員連名を以て辭職の宣言を發し新政府に國務院の事務引繼を了す。

十二月

廿四日 善後會議條例十三條を公布す、段は該會議を以て國民會議の前提となさんこす。

民國十四年

一月

三十日 國民黨は北京に於て臨時政府が善後會議に關し人民代表の團體を正式に加入せしめざるを理由として該會議に參列せざることを決議す。

二月

一日 善後會議開會さる。

三月

十二日 孫文次の遺囑を殘して北京に於て死す。

『余、力を國民革命に致すこと凡そ四十年、其の目的は中國の自由平等を求むるに在りき、四十年の經驗を積みて深く此の目的に到達するには必ず須く民衆を喚起し並に世界中平等に我を待つの民族と共同して奮闘すべ等條約の廢除とは須く最、短期間に其の實現を促すべし、是れ主囑とする所なり。

四月

十八日 善後會議は國民代表會議條例を通過せしむ、該條例中次の條項あり。

第一條 中華民國臨時政府は憲法及其施行細則を制定する爲國民代表會議を制定す。（但、該會議は國民黨主張のもとのことは異なる。）

第二條 中華民國憲法草案及其施行細則は國憲起草委員會に於て之を起草す。

憲法案の起草期間は三ヶ月を逾ゆることを得ず、草案完成したる後臨時執政より之を國民代表會議に提出す。

國憲起草委員會委員は各省軍民長官より各一人、各區長官より各一人を推舉し臨時執政より二十人推選す内外蒙古西藏各一人青海一人は臨時執政より各別に推選す並に臨時執政より期日を定めて之を召集す。

國憲起草委員は草案の趣旨を説明する爲隨時國民代表會議に出席することを得。各地方の諸團は憲法に關する意見書を國憲起草委員會に提出することを得（諸團とは各省總商會、省教育會、省農會等を指す）

國憲起草委員會規則は別に之を定む。

中華民國憲法（民國十四年）

二一五

第七條 國民代表會議に於て議決したる憲法及其施行細則は國民代表會議より宣布す。

五月

三十日 上海に『五世事件』起る。

六月

二十三日 廣東事件起る。

七月

十六日 浙江孫傳芳は夏超、周蔭人三名の連名を以て段執政、各省軍民長官に宛て張作霖討伐を通電す。

二十一日 吳佩孚、武昌に至り反奉天派として討賊聯合軍總司令に就任す。

八月

十三日 段執政は孫傳芳の旗上に關聯して切迫し來れる馮玉祥、張作霖兩者間の形勢に對し調停に努め停戰令を出す。

九月

二十三日 奉天軍第三方面軍副司令、郭松齡は瀋州に於て軍事會議を開き張作霖の下野を要求する決意を告ぐ。

十月

七日 張作霖は郭松齡討伐の通電を發す。

十一月

八日 國民軍（馮玉祥軍）と李景林軍との戰爭開始。

民國十五年

一月
四日 馮玉祥下野外遊の通電を發す。
十八日 李景林は濟南にて張宗昌と共に直魯聯軍を組織し滄州に國民軍を敗る。
二月
二日 馮玉祥、吳佩孚討伐の通電を發す。
三月
廿四日 直魯聯軍天津に入城す。
四月
中華民國憲法（民國十五年）

九日 北京國民軍守將鹿鐘麟は監禁中の曹錕を釋放し、段を逮捕監禁し吳佩孚との妥協を策す、段は公使館區域に難を避けたるが鹿は賈總理をして執政の職權を攝行せしめ吳佩孚を國民軍總帥に推薦するの通電を發した。

十五日 國民軍北京より去る。

二十日 段は退位の通電を發し安福派領袖と共に天津に去る。

五月

二日 吳佩孚は曹錕をして下野宣言を發せしむ。

十三日 護憲派の吳佩孚の支持にかかる民國十三年の顏惠慶攝行内閣の復職式行はる。

六月

十日 吳佩孚側代表、張志潭、張其鍾と張作霖側代表、楊宇霆、鄭謙と天津にて會合、軍事問題は奉直協力して國民軍を討伐すること、政治問題は顏總理の辭職を條件として一切を吳に委任す。

八月

一日 奉直聯合軍は南口戰局全線に亘り三日間に占領の意氣込を以て總攻擊を開始し砲聲北京に聞ゆ。

十四日 國民軍は南口を棄て、退却す。

十八日 北伐軍の江西侵入聲明に依り傍観中の孫傳芳終に兵を動すと決す。

十九日 吳佩孚は河南保全の豫備軍四萬を動員し岳州に集中す。

九月

廿一日 北伐軍右翼唐生智軍は通城を占領し吳軍の一旅全滅す。

廿七日 廣東の國民黨中央執行委員會は馮玉祥の入党を許可し同時に國民黨政府幹部に任命する旨正式發表す。

廿八日 吳佩孚敗走し北伐軍は武昌を去る二百支里の地點に迫る。

廿九日 咸寧北伐軍に歸し蔣介石岳州に入る。

十月

二日 北伐軍による武漢の敗報傳はり北京政界動搖す。

九日 北伐軍の一部は吳氏の退却を追て京漢線を北上すとの報あり。

孫傳芳終に蔣介石に宣戰を布告す。

十六日 治外法權調査會議は本日調印を了し同會議を終了す。

廿一日 河南の信陽、江西の吉安何れも北伐軍に歸す。

廣東政府は對香港封鎖を解除するも對英排貨は益々勵行する旨布告す、之により一年三箇月に亘る記錄的大罷業解決す。

廿一日 孫傳芳軍と浙江軍との交戰の爲上海の形勢不穩となり各國軍艦續々入港す。

廿七日 吳佩孚軍大勢を挽回し北伐軍頗る不利に陥るこの報あり。

十一月

三日 南軍九江を占領し孫軍敗走し市中各國陸戦隊及義勇隊にて警戒中。

七日 江西の戰局益々聯合軍に不利にして孫傳芳は湖北、江西一帶より一時撤退するに決す。

十日 南昌、武穴、湖口河何れも南軍に歸す。

十一日 張作霖天津に入る。

十九日 孫傳芳天津に來る、張作霖に援を請ひ張宗昌は直魯聯軍を率る南下に決す。

廿一日 張作霖は討赤聯軍總司令に吳佩孚、孫傳芳、張宗昌、閻錫山同副司令に就任す。

十二月

一日 張作霖安國軍總司令に就任す。

張宗昌、孫傳芳南下す。

十八日 國民軍の陝州占領により河南の人心動搖す。

廿七日 張作霖入京す。

民國十六年

一月

四日 漢口英租界にて北伐軍勝利、國民政府移轉示威行列の群衆英兵と衝突し午後七時支那軍隊は英租界工部局を占領す。

廿八日 廣東軍三路より安徽に入る。

二月

七日 南北兩軍錢塘江を隔て、對岐し一般的戰況北軍に不利の報あり。

九日 張作霖は吳佩孚に對し河南進兵通電を發す。

十七日 南軍杭州に入り聯軍更に寧波を撤退す。

廿八日 浙江の戰機熟す。

三月

十六日 奉天軍は河南鄭州を占領し吳佩孚は洛陽に逃る。

十九日 蔣介石は南昌に於て緊急會議を開き國民黨最高顧問ボロズンの解雇武漢に於ける中央執行委員會議の決議否認舊廣東政府の組織回復を決議す。

廿一日 南軍は畢庶澄の寢返りにより山東軍を一蹴して遂に上海を占領す。

廿四日 南軍遂に南京及鎮江を占領す、南京日本領事館南軍の爲掠奪され負傷者を出す。

廿七日 蔣介石は重大なる時局に鑑み上海支那街全般に亘り特別戒嚴令を布き市民大會其他の集會示威運動を禁止し罷業職工の復業を命じた。

四月

- 一日 南京事件の詳報傳はり日本の對支輿論硬化す。
三日 漢口暴徒日本租界を襲ひ陸戰隊は機關銃を以て應戦す。
六日 張作霖は突如北京公使館區域の勞農大使館附屬武官室を搜索し露支人多數を逮捕赤化計畫證據書類多數を押收す。

七日 蔣介石は今朝クーデターに出づ汪兆銘は漢口に逃る。

十日 蘇州日本領事館暴民の重圍に陥り領事以下監禁せらる。

十一日 上海白崇禧の正規軍は夜半突如共產黨系を襲ひ陳獨秀を捕へ總工司長汪濤華を射殺し糾察隊本部を包囲して之を降し隊員百餘名を斃殺す。

十三日 北軍頻に攻勢に轉じ、蕪湖、浦口、山東軍に歸す。

十八日 蔣介石以下民衆十萬集合して南京國民政府成立式舉げらる。

十九日 武漢政府中央執行委員會は終に蔣介石を罷免し之に宣戰す、兩軍の衝突迫れるものの如く時節柄蔣の對北軍態度注目せらる。

廿一日 蔣介石等漢口軍終に砲火を交ゆ。

五月

九日 蔣介石の北伐軍浦口、鎮江、蕪湖の三方面より總攻擊に轉ず。

十二日 南京一帶の南軍續々渡江、全線の總攻擊開始されんこす。

十四日 南軍浦口を占領し北軍算を亂して敗走す。

十六日 山東軍徐州に向て退去を開始し戰局津浦線に移る。

十七日 楊森、吳佩孚等呼應して漢口に向ひ武漢重圍に陥る。

廿一日 津浦線の南軍北進して蚌埠に迫る。

武漢終に反共產派の手に歸し共產派の要人逃亡す。

廿七日 馮玉祥は孟津より黄河を渡り奉軍の背後に出てんこす。

卅一日 奉軍終に黄河以南一帶を拠棄する事となり全線總退却に移る。

六月

一日 奉軍は鄭州開封を棄て黄河以北に撤退す、同時に張宗昌に徐州放棄を電命す。

二日 山東軍徐州を棄て臨城に退く。

閻錫山は國民革命軍北路總司令に就任し山西の野に青天白日旗翻る。

三日 張作霖は閻錫山に奉軍の山西入り承認を求める最後の決意を要求す。

閻錫山の諒解を得て馮玉祥軍續々山西に入る。

四日 閻錫山より張作霖に對し三民主義贊成青天白日旗掲揚を求む。

十六日 安國軍領袖は連名にて張作霖を大元帥に推戴する旨全國に通電す。

十八日 張作霖、大元帥就任式を舉ぐ。

廿四日 馮、蔣、閻の攻守同盟説傳はる。

七月

十一日 山東京漢線方面戰局小康を呈し南軍は徐州より鄭州に轉じ馮軍は北進不能の狀況にあり、蔣介石の武漢討伐は鎮江にある何應欽軍、南京に在る葉開泰軍にて黃海に在る夏斗寅と呼應し九江へ進む準備成る。

十二日 武漢政府譚延闓を總司令に張發奎軍を先鋒に蔣討伐に決す。

廿四日 山東軍徐州占領。

廿五日 徐州附近にて南北兩軍の激戰あり、兩軍の死傷一萬三傳ふ。

廿九日 山東軍の攻撃に南軍蚌埠を拠棄し孫軍は楊州に向ひ進む。

八月

一日 山東軍の一部は鄭州を目標に隴海線を前進し馮軍は歸德に防禦陣地を築き備へ兩軍の衝突迫る。

十日 南北妥協論聲を潛め北京軍會議にて積極的對南策成る。

十三日 蔣介石は馮と武漢に宛て下野通電を發し夜寧波に赴く。

十四日 南京派と武漢派との妥協成立す。

十五日 孫軍は激戦後明光を占領し更に浦口を楊州に向ふ。

十七日 孫軍浦口を陥落せしめ楊州も北軍の手に歸し南軍の渡江して鎮江に逃るゝもの多し。

二十日 李宗仁、何應欽、李鳴鐘、閻錫山、李濟深、胡漢民等は軍事委員會常務委員の名にて總司令辭職後の同職權は同委員會にて執行する旨通電を發す。

廿一日 張宗昌、孫傳芳北京に入り奉派諸將を網羅せる最高軍事會議開かれ、長江方面は孫に任せ、山東軍及び奉軍にて馮討伐をなす方針を決定す。山西の閻軍は奉軍の討馮の爲に途を開きて石家莊より娘子關に退き自らは中立を守るを約す。

九月

四日 武漢政府南京に遷都す。

五日 南軍大舉楊州を陥落す。

十六日 南京中央特別委員會の發會式舉行せられ續いて南京政府の新組織を議定し茲に國民黨の大同團結成る。同日軍事委員會委員、國民政府委員の任命發表あり。

中華民國憲法（民國十六年）

二十日 漢寧合同新政府成立式を南京に舉ぐ。

廿七日 山西軍は京綏線に沿ひ张家口に向ひ前進を開始し张家口は混亂に陥る。

廿九日 京綏線柴溝堡にて奉天山西兩派戰鬪を開始す。

三十日 北に奉天軍對山西軍、中央長江に沿ひ唐軍對李軍、南に廣東軍對共產軍戰機熟して支那の天地大修羅場化せんこす。

山西軍は主力を大同に集中し張家口方面より京師を脅かす、奉軍は京漢線方面鄭州に主力を集中す。

十月

二日 定州陥り奉軍保定に退却す、張作霖正式討閻通電を發す。

四日 閻討伐の大元帥令、張討伐の國民革命軍總司令閻氏の布告、南京政府の北伐令同時に發表さる。

五日 馮軍直隸の順德に總司令部を移す、馮軍山西軍の完全なる連絡成る。

八日 閻氏は張宗昌氏を介して奉天派に妥協條件を提出せり、内容は奉軍の關外撤退と段氏擁立なりと傳へらる。

十七日 奉軍優勢なれど琢州城抜き難し。

十九日 南京政府は北伐軍を三路に分つ。

廿一日 南京軍は北伐を中止し唐氏討伐に其鋒先を轉ず。

廿二日 唐氏は飽く迄南京に討抗するに決し孫氏も之に呼應して南京牽制運動に出づ。

廿七日 長江筋には唐軍武昌籠城の準備を始む。

卅一日 廣東政府は中央執行委員の名にて漢寧兩政府の撤廢及第四回中央執行監察全體會議召集の通電を發す。

十一月

二日 亂海線方面の形勢逆轉し直魯軍大敗開封拋棄説傳はる。

三日 奉天軍大同占領。

十二日 唐生智下野す南京軍漢口に入る。

十六日 汪兆銘、蔣介石、胡漢民等の聯合に依る南京政府幹部の顔ぶれ決る。

廿二日 津浦線北伐軍徐州に迫る。

廿五日 南京政府は北伐再行に決し兵五萬を出動して北伐を行はしむ。

馮軍は愈々山西軍と積極的連絡をとり彰德方面に向けて攻撃を始む。

十二月

三日 執行、監察委員全體會議の豫備會議開かる。

五日 馮軍愈々勢を得山東軍敗退す。

十日 國民政府執監會議第四次豫備會議開催され蔣介石の總司令復活を議す。

- 十二日 共産黨員五千名廣東を襲ひ市内全く大戰亂に陥る。
- 十四日 閻錫山、馮玉祥兩氏は連名にて蔣介石に宛て蹶起を切望す。
- 十六日 直魯軍大敗し遂に徐州を放棄し臨城に退却す。
- 二十日 奉天軍と山西軍は娘子關にて對峙の儘越年す。

民國十七年

一月

六日 八十八日間奉天軍の攻撃に堪へたる涿州城落つ。

蔣介石は總司令復職の通電を發す。李、白氏等の廣西派は反對的態度をこり内訌更に擴大の模様。

十日 兩湖の戰雲急を告ぐ、爲に山東方面に於ける南軍の行動は不活潑となれり。

十六日 馮軍の一部は河南より黃河北岸に移動す。冬期養兵をなすと共に他面に於て閻氏牽制策なりさせらる。

廿二日 平江方面の戰鬪にて湖南軍全線崩れとなり、李品仙は衡州に何健、劉興は常德に退却す。

廿七日 鹿鐘麟軍、東明、長江、延津の三路より大名目懸けて北上す。形勢直軍に不利。

二月

一日 南方政府の第四次全體豫備會議は午後三時より中央黨部にて開會、出席者計二十五名。

二日 南京にて國民黨第四次中央執行監察委員全體會議開會式を舉ぐ。

三月

三日 張學良、張宗昌、孫傳芳、褚玉璞の諸氏は北京に軍事會議を開き對馮軍事策に就き種々協議す。

七日 執監會議閉會す。

十三日 奉軍は蔣、馮、閻三派合同前に山西軍を討伐するに決し在京中の張作相、鄭澤生氏は急遽雁門關の戰線に向へり。

十六日 蔣介石は十五日徐州を發し山西代表趙不廉と共に開封に到着し、馮の出迎を受け、蔣、馮、閻三派の聯合會議開かる。

三月

十五日 曹州方面より馮軍を擊破せんとして孫傳芳は自軍に總攻擊令を下し自身前線に向へり。

廿四日 山西軍北路總指揮商震は四箇師を率ゐ雁門關に逆襲し二十二日以來激戦中なり。

卅一日 蔣介石氏前線徐州に到着。

四月

三日 奉派萬福麟軍は獲鹿を占領し引續き山西軍を攻擊中。

十二日 國民軍韓莊を占領す。

十七日 馮軍は彰德を占領し、褚玉璞と豐樂附近にて激戦す。

二十日 馮軍は曲阜寧陽を占領す。

中華民國憲法（民國十七年）

廿四日 山東軍は界首の線に退き萬德店に後退す。

廿九日 界首、明水、龍山南軍の爲に陥落す。

三十日 張宗昌、孫傳芳は午後十時頃濟南を拠棄して北上す。

五月

一日 南軍の先鋒濟南に入る。山東軍不利の爲に直隸軍は德州に、奉天軍は石家莊に後退す。

二日 張作霖は京漢線の奉軍に總退却を命じ家族を天津に避難せしむ。

蔣介石は濟南に入城と共に外國居留民は南軍が保護するを以て日本軍は撤退せられた旨申出づ。

三日 午前十時頃南軍兵士の掠奪より我派遣兵との間に衝突起る。

五日 大名馮軍の爲に陥落す。

九日 國民政府は執監會議にて北伐を續行すること。濟南事件に就き日本に抗議を提出し國際聯盟に事件を報告すること等を決議す。

十日 張作霖は日本の濟南出兵に對し舉國一致するを要するとの口實の下に南北戰停止の通電を發した。

十一日 馮軍の一部は徐州の西方故城に達す。

十六日 馮軍一萬白頭鎮を占領。望都の線にて奉天軍大敗し保定より退却す。張學良、楊宇霆馮軍激撃に決し保定に向ふ。

十七日 北軍遂に滄州放棄。

廿一日 時局に關し奉天派會議に於て張學良、楊宇霆等は總退却を主張したるが張作霖は最後の決戦の覺悟を定めたるもの、如し。

廿五日 奉天軍は本日より山西、馮の兩軍に對し總攻撃を開始し目下漸次攻勢に轉ず。

廿七日 奉軍の前線は望都、鄭州の間に前進し山西軍七八千をして死傷せしめた。尙奉軍は津浦線白頭鎮に向ひつゝある馮軍を狹撃せんこしつゝあり。

第四集團軍前敵總司令白崇禧の率ゆる武漢軍は石家庄へ到着。京漢線右翼の陣地に著いた。

卅一日 山西軍保定に入城。

六月

一日 張作霖は本日午後の最高會議に於て北京撤退に同意す。閻錫山保定に入城す。京綏線の奉天軍は漸次撤退し京漢線の第一線は高碑店に退却す。

二日 張作霖は奉天全線に對し總退却を命令した。

三日 奉天軍と山西軍の妥協失敗せるにより奉天軍は長辛店を撤退北京の東方に後退す。

四日 午前五時半頃京奉線と溝鐵との交叉地點に於て張作霖坐乗の列車は何者かに爆破され張は重傷を負ひ辛うじて大元帥府に入った（後日に至り張氏は同日午後死せりと傳へられたが大元帥府は六月二十一日の午後

零時より午前二時迄の間に死亡せり（こ發表した）

五 日 南京政府最高幹部會にて閻錫山を京津衛戍總司令に任命す。

六 日 國民黨最高機關たる順直委員會は本日公然ニ北京に其看板を掲げ北京特別市黨部も本日成立す。

十二日 國民政府は本日對外宣言を發し不平等條約廢棄、新條約締結及び列國の支那駐兵排斥を宣明す。

米國は南京政府を正式承認するに内定す。

十五日 南軍は天津の北方を攻略したが更に山海關に向つて前進し關内の奉天軍を掃蕩すべく行動を開始す。

十六日 戰地政務委員會は本日北京特別市公安局長に河世濬を天津特別市公安局長に孔繁蔚を任命す。

二十日 南京の中央政治會議は直隸省を河北省、北京を北平ニ改稱する事に決議す。

廿二日 南北關係を政治的に解決すべく重大使命を帯べる邢士廉は本日大連着直に奉天直行。

廿八日 上海の經濟會議に於て全國裁兵問題を討議し其決議文を蔣、閻、李（宗仁）に打電す。

七月

一日 南京政府は本日附を以て各省に對し募兵禁止の内命を發す。

國民政府財政統一會議開かる。

三 日 張學良は東三省保安總司令に推戴され本日其の通電を各方面に發す。

張學良は本日蔣介石、馮玉祥、閻錫山其他南方領袖に對し國民會議を開き重大問題を解決せんニの和平通電を

發す。

四 日 國民政府から派遣された北京各機關接受委員會は既に舊北京政府各機關の接受を終りたるを以て一週間内には全機關を南京に移す事となり、南京政府は各名實共に支那中央政府ニなること、なつた。

五 日 和平通電を發した張學良は二日附を以て之等一切の交渉に當らしむる爲王樹幹、邢士廉、米霖春及び徐參謀を正式代表として派遣する事とし此旨北平市長を通じて北京當局に打電した。

七 日 國民政府は本日條約改訂の對外宣言を發す。蔣介石、馮玉祥、閻錫山、李宗仁の四巨頭會議北京郊外西山にて行はる。

八 日 北支戰地政務委員會は七日より事務を停止し、以後は河北省政府及び北平、天津兩特別市政府に引継ぐことなつた。

九 日 國民政府財政統一會議は明年一月一日より關稅自主實施を決議し更に十日には内外債の整理案を提議した。

十二日 東三省々議聯合會は數日來、東北各省區臨時保安公約十二條、東北臨時地方保安聯合會組織大綱十條及び東三省々議會聯合會組織大綱十五條に就き審議を重ねつゝありしが殆ど原案通り可決。

十三日 東三省聯合省議會は本日妥協委員十名を選出して北京、上海に派遣する事に決定。

北平市長何琦翬に交迭。

十六日 白崇禧は湯山以東に在留せる直魯軍掃蕩の爲前敵總司令に任命され近日中に出動せんこす。

十八日 國民政府は不平等條約改正に積極的準備を開始し其第一步として治外法權撤廢に全力を注ぐべく目下歐洲にある司法部長王寵惠に至急歸國方を電命した。

十九日 東北省區臨時保安公約及び三省々議聯合會組織大綱は何時にも國民政府政治分會に改稱し得る様大修正さる。

東三省保安會は本日の臨時保安委員會に於て設置する事に決定し尙臨時憲法なるものも十九日より實施する事に決定し本日午後四時其の旨正式に發表さる。

林總領事は午後六時張學良を訪問、南北妥協に關する意見を述べ。

芳澤公使は國民政府の條約滿期臨時辦法適用の通告は受理を拒絶し國民政府に嚴重警告の意を含める聲明書を發するの手續を探つた。

廿一日 本日正式に成立した東北臨時保安會は正式に會長を公選し會長張學良、副會長袁金鑑を決定す。

廿二日 東三省臨時憲法たる東北各省區臨時保安公約、東北臨時地方保安聯合組織大綱、東三省々議聯合會組織大綱は各條項中一部改正さる。

廿三日 本日芝罘に於て張宗昌の部下鐘震國軍は南軍施中誠軍四千名の武装解除をなし、芝罘、龍口に五色旗飄る。

大連に潛入して極秘裡に東三省擾亂を畫策せる南方策士帥恭、趙雲龍、張爾村、陶鏡寰等と通謀せる沈厚、黃仲秋及び傅立魚は二十二日我官憲に逮捕同時に證據書類を多數押收されたる件は本日記事掲載を解禁さる。

廿五日 米國公使ミ宋子文との間に本日米支條約が調印された。本條約は三箇條より成り現行條約の規定は來年一月一日より効力を失ひ支那に對し完全自主権を回復せしむ。但他國との間に差別無きを要すといふ最惠國條約を附してある。

廿七日 條約廢棄に關する南京政府の通告正文は本日芳澤公使の手許に到達した。

吉林省議會は無條件で三民主義を遵奉し不平等條約を廢棄又は改訂せんとする國民政府を後援する等を決議し此旨國民政府に通電す。

廿九日 張學良代表として東支鐵道督辦呂榮寰一行五名は本日譚延闔、李烈鈞兩氏と會見し、張學良が國民政府に服從の意ある旨を傳ふ。

三十日 王正廷は本日米國公使に對し八月十日迄に南京にて米支條約改訂會議を開催し度きを以て南京に來られた。

國民政府は愈々關門の直魯軍を掃蕩するに決定し白崇禧を關門肅清總司令に任命し本日より軍事行動を開始した。

東北各省區臨時保安公約本日付を以て臨時保安會より公布。

八月

一日 南京政府よりの日支條約廢棄通告に對する我回答は三十一日完成。同日の日附にて本日南京岡本領事宛郵送されたるが其要旨は條約廢棄論を撤回するに於ては條約改訂に應するも差支へなし云ふにあり。

二日 東北臨時保安組織大綱は二日附を以て公布さる。

四日 馮玉祥と廣西派との結合に對し蔣介石と閻錫山との提携の結果兩者の輒轢表面に表はれ來れるを以て蔣介石は上海にある中央執行委員出迎の爲と稱して本日夜上海に去る。

七日 修約廢棄に關する我回答は本日岡本總領事より王正廷に手交す。

八日 林權助男及び林總領事は本日午後四時張學良訪問、南京政府第五次全體會議は本日午前八時開會式を擧ぐ。

九日 午前十時張學良奉天總領事館に林權助男、林總領事を訪問、午後張學良は東三省の對南態度を決すべき東三省保安委員會開催。

十一日 國民政府代表王大楨は田中兼攝外相と會見、國民政府の樹立計畫並に今後の國內位一方針を述べて日本の援助を要望し、同時に日支通商航海條約改訂交渉開始を陳情して辭去す。

全國交通會議南京に於て開會。

張學良、總領事館に林權助男並に林總領事訪問。

十三日 英支南京事件解決交換文書は本日午後三時英國公使館より發表さる、英國政府は更に條約改正問題に關し正式委員を任命して國民政府と適當なる時期に於て交渉を開始する旨附加す。

十四日 奉天總商會、省議會の各法團は南北安協中止期間の短縮を圖るべき目的の下に日本側を牽制すべく本日排日貨の建議案を保安會に提出す。

張宗昌は南北安協成立の傾向を見て全く進退兩難の窮地に陥り遂に李徵五をして國民政府に對し降伏する旨交渉方を懇願したと傳へらる。

國民政府は日本の條約廢棄否認の通告に對する回答文を發し王正廷は本日午後四時岡本領事に之を手交す。本日最終の全體會議に於て第三次全國代表大會は明年一月一日南京に於て開會する事、政治分會は本年末限り之を廢止することに決す。

十五日 全體會議は午前十時閉會式を擧ぐ。

十六日 駐日支那公使汪榮寶は本日外務省に有田亞細亞局長を訪問し第二次對日回答文を手交す。

全國交通會議は本日を以て終了す。

二十日 全體會議の結果軍事最高機關として蔣介石、馮玉祥、閻錫山、楊樹莊、李濟深、李宗仁六名を委員とする國防會議を組織す。

廿四日 張學良は本日新設海關の廢止、鹽稅引下、裁兵斷行、義務教育、阿片禁煙、土匪討滅、市政改革、奉天

票の整理に關する施政方針を決定發表す。

廿九日 國民政府中央政治會議は本日河北省政府を北平に移轉する事に決議す。

卅一日 關內直魯軍掃蕩の爲南軍は總兵力十萬を夫々配置し昨夜來攻撃を開始した。

十一月

三日 國民政府は中央執行委員會交付の國民政府組織法を公布す（所謂五院組織法）

中央執行委員會は訓政大綱を公布す。

六日 漢河に於て白崇禧、楊宇霆兩氏會見の結果守備區域の協定、直魯軍殘黨の處分及び奉軍の改編問題、京奉線車輛返還問題等に就き商議す。

七日 白崇禧、楊宇霆は漢州に於て第二回の會見を遂げ東三省青天白日旗掲揚問題、奉天側抑留車輛返還問題京奉線開通問題等の諸件に就き協議す。

十二日 國民政府委員會々議に於て考試、監察兩院の組織案通過す。

十三日 陝西方面の叛亂平定の爲西安に赴ける馮玉祥は本日南京に到着蔣介石と會見す。

十九日 國民政府各部長の任命を決定す。

廿三日 奉國境界問題は兩者の間に折衝中なりしが愈々漢河以東山海關迄の地帶を緩衝地帶とし雙方共に同地に駐兵せざる事を條件として妥協成立す。

十一月

一日 奉天省議會開かる。

二日 天津反日會の日貨排斥は華商にも大打撃を與へ爲に華商店員總會代表は本日反日會市黨部を歷訪し排日貨の緩和方を請願せり。

三日 米國々務長官ケロツグ氏は支那國民政府承認は無條件なる旨を公式に聲明す。

六日 張學良は奉天政治研究會を奉天省長公署内に置き自ら會長となり副會長に翟文選を選任し南北妥協後に於る東三省の政治に具へんこす。

七日 國民政府立法院委員を任命す、王用賓、王葆真、王世杰、方覺慧、田桐、史尚寬、朱和中、吳鐵城、吳尚膺、呂志伊、宋善齡、邵元冲、周震麟、周覽、林彬、馬寅初、思克巴圖、孫鏡亞、莊崧甫、陳肇英、陳長蘅、陶玄、黃昌穀、黃居素、郭泰祺、曹受坤、張鳳九、張志韓、傅秉常、焦易堂、曾傑、趙士北、樓桐孫、鄧蔭召、劉盥訓、劉克儕、劉景新、劉積學、鄭毓秀、鄭愾辰、蔡琰、衛挺生、盧仲琳、盧奕農、繆斌、戴脩駿、魏懷、羅鼎。

八日 本日吉林省民衆聯合會の名の下に學生を先導として市民を強制的に加入せしめ約一萬餘の民衆即時易職すべしと示威運動をなす。

十二日 去る六月以来交通大絶の状態なりし平奉線は奉國兩政府代表幾折衝を重ねたる結果本日午後二時三十分奉天發列車より北平迄直通することとなれり。

十七日 奉天省城の學生團は張學良に對し青天白日掲揚は三省民の要望なり、もし外交上の見地より之を敢行せざるものとすれば三省各法團及び公民團體は自由に之が掲揚をなすべしと主張し内諾を求む。

二十二日 北平の排日運動は日毎に熾烈を加へつゝあり。

矢田總領事と王正廷との會見に於て王は濟南事件の交渉開始に就ては日本軍の撤退を前提條件とすと要求す。

二十六日 佛國公使マルテル氏は條約改訂交渉の爲北平發南京に向へり。

十二月

二日 既に調印發表されたる白支、伊支兩新條約に對して國民政府部内に反対の聲次第に高まり来る、蔣介石、孫科、譚延闔、戴天仇、蔡元培、胡漢民氏等唐山に會議し白伊兩國が條文修正を拒絕する場合國民政府は新條約に批准せざる旨決議す。

四日 奉天總司令部秘書陶尚銘及交涉署日本課長安祥の兩氏突如拘引監禁せらる。

支那對白耳義、支那對伊太利の新條約は外交委員會にて研究の結果批准は無期延期に決す。

六日 國民政府は外交部長王正廷の名を以て日、英、米、佛、伊其他關係各國に宛て明年二月一日より愈新關稅々率を實施する旨正式の通牒を發す。

七日 國民政府は左の命令を出す。

中華民國海關輸入稅々則を制定し茲に公布す中華民國海關輸入稅則は中華民國十八年二月一日施行し有効期間を一箇年とす。

十日 南京に於て英國公使ランブソンと外交部長王正廷との第一次會見行はる、英國は新稅則を内諾す。

十三日 上海稅關は稅關長メーズ氏及稅關監督陳其采氏の名を以て民國十八年二月一日より新關稅率により徵稅より旨正式に公布す。

十五日 北平に反日示威行列行はる。

行政院の組織は左の如く七部一委員會に變更さる。内政部、外交部、財政部、交通部、農礦林部、工商部、教育部、建設委員會。

十九日 四川省に於て劉湘、楊森兩者の勢力爭の結果楊は劉に對し宣戰を布告す。

中央宣傳部は關稅自主宣傳大綱を出す。

廿日 英支新關稅條約調印さる。

英國公使ランブソン蔣介石に國書を捧呈す、即ち英は列國に先立ち事實上國民政府承認の意思を表明せり。

廿二日 東三省交通委員會は北滿に於ける通信権回収の一歩として東鐵經營の電話局を強制的に回収す。佛支關稅條約は佛國公使マルテル氏と外交部長王正廷との間に調印を了す。

廿三日 北平市黨部指導委員會は中央黨部胡漢民、戴天仇、陳果夫三氏驅逐の通電を發す、左右兩派の抗争愈露骨となる。

廿八日 東三省當局は夜、大帥府に於て最高幹部會議を開き協議の結果二十九日午前七時を期し東三省各地一齊に青天白日旗を掲揚するに決定し各省長の名を以て其旨を一般に布告す。

廿九日 東三省に青天白日旗飄る。

張學良は張作相、萬福麟、常陸槐、袁金鑑、湯玉麟の連名を以て青天白日旗掲揚に關する左の通電を發す。
故張作霖が戰つたのは共產黨剿滅の爲であつて三民主義に反対したのでは無い、故大元帥が夙に和平主義を奉仕して南北の統一を希望せるは其の遺言にも明である、今我等は國民政府と共に共產黨に反対し清鄉清黨に努めて居る、我等は故大元帥の遺志を繼ぎ南北統一の爲三民主義を奉じ國民政府に服從し旗を改むるのである。

昭和四年二月五日印刷
昭和四年二月十日發行

編輯人兼

南滿洲鐵道株式會社庶務部調查課

佐 田 弘 治 郎
大連市近江町九十一番地
印刷人 山 田 浩 通

大連市近江町九十一番地

印刷所 東亞印刷株式會社大連支店

發行所 南滿洲鐵道株式會社

14.5

171

終